

下記の書類を送達しようとしたところ、受取人の住所又は転居先が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び東京都板橋区特別区税条例（昭和 39 年板橋区条例第 47 号）第 6 条の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は、東京都板橋区総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に対して交付する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

東京都板橋区長 坂 本 健

記

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1 送達すべき書類 | 8 板総納要第 3 号・8 板総納要第 2 4 号 |
| 2 送達を受けるべき者 | 株式会社 y' s B |